

# 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金支給・申請要領

## (薬務感染症対策課薬務対策室分)

令和 7 年 3 月 31 日  
薬務感染症対策課  
薬 務 対 策 室

### 第 1 目 的

光熱費やガソリン代等の高騰の影響を受ける宮崎県内の薬局に対して、予算の範囲内において支援金を支給することで、事業者の負担軽減を図り、福祉サービス等の安定した提供を図る。

### 第 2 支給の対象

次の 1 及び 2 の要件を満たすこと。

#### 1 事業者要件

- ① 宮崎県内において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）第 2 条第 12 項に規定する薬局を運営する事業者であること。
- ② 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 地方公共団体
  - イ 次のいずれかに該当する者
    - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
    - ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
    - ・暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
    - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - ウ 法人の役員等がイに掲げる者のいずれかに該当する者

## 2 事業所要件

令和6年10月1日現在で、薬機法に基づく薬局の開設の許可を受けており、かつ、申請日時点において廃止又は休止していないこと。

ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までのいずれもサービス提供実績がない事業所は対象外とする。

## 第3 支援金の額

支援金の支給額は、1施設当たり30,000円とする。

## 第4 支援金の申請・請求

- ① 支援金の支給を受けようとする者は、令和7年5月7日から令和7年6月13日までに、申請情報を記載し、次の資料を提出しなければならない。

ア 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金（薬務対策室）申請書（別記様式第1号）

イ 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金（薬務対策室）請求書（別記様式第2号）

ウ 申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し（申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状（別記様式第3号））

エ アからエまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- ② 申請期間内に申請が行われなかった場合は、支援金の受給を辞退したものとみなす。
- ③ 申請書等の不備による振込不能等があり、知事が補正を命じたにもかかわらず申請書等の補正が行われないう等、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

## 第5 支援金の審査

審査事務の受託者は、必要に応じて、申請した事業者に対し、資料の提出を求めるなどした上で、提出のあった申請内容を審査し、支給要件に適合する事業者について、関係資料を薬務感染症対策課薬務対策室に送付する。

## 第6 支援金の支払

知事は、第5の規定により送付のあった関係書類により、支援金を支給すべきと認めたときは、支給を決定し、申請者が指定する振込預金口座に支援金を振り込むものとする。

## **第 7 調査等への協力**

支援金の受給決定を受けた者は、知事が実施する調査等の求めに応じ、支援金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間、協力しなければならない。

## **第 8 不当利得の返還**

知事は、支援金の支給した後に対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金を受給した者に対して、支援金の全額返還を求める。

## **第 9 その他**

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

## **附 則**

この要領は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金に適用する。